

広島県告示第三百六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、当該認定に係る対象区域等を次のとおり告示する。

なお、当該認定に係る関係図書は、広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

広島県大竹市御園二丁目一一二番二の一部、一一一三番の一部、一一一五番の一部、一一一六番の一部、一一一七番の一部、一一〇五番の一部、一一〇六番の一部、一一〇六番二の一部、一一〇七番の一部、一一〇七番の一部、一一〇九番、一一一〇番一、一一一一番一の一部、一一一八番二の一部、一一二〇番の一部

二 認定年月日及び番号

平成二十八年四月十五日

第H二十八認定通知広島建指〇〇一二八号

三 認定を受けた者の住所及び氏名

広島県大竹市小方一丁目一一番一号

大竹市長 入山 欣郎